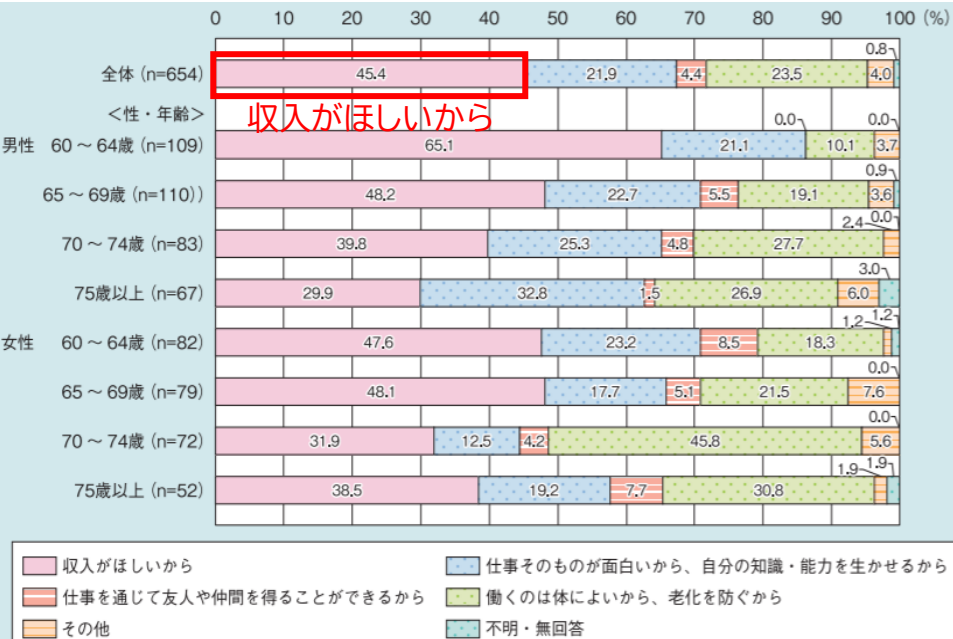


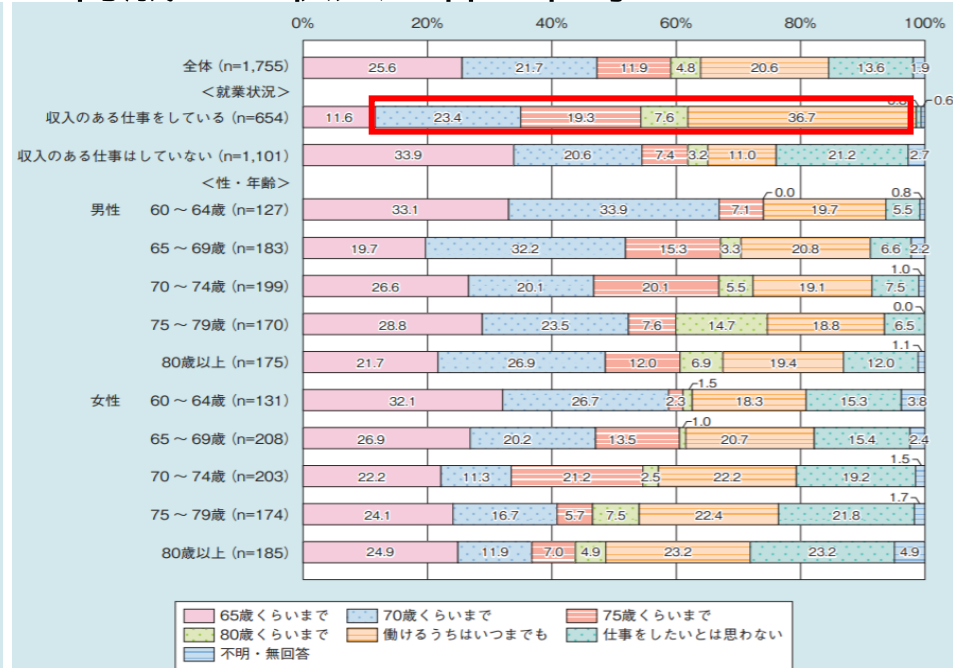
高齢者の就労意欲を低下させる年金制度の視点

仕事をしている理由



(収入のある仕事をしている人=100%)

何歳まで収入を伴う仕事をしたいか



60歳以上で仕事をしている理由は収入が最も多い

今働いている60歳以上の人の9割近くが70歳以上まで働きたいと考えている

研究展開へのコメント(1)

高齢者の就労意欲を低下させる年金制度の視点

法改正年	高齢者雇用安定法	公的年金制度
1986年	<ul style="list-style-type: none"> ○中高法改正—高齢者の雇用就業対策に関する総合的な法律に抜本改正 <ul style="list-style-type: none"> ・60歳定年の努力義務化（昭和61年10月1日施行） ・定年引上げの要請、定年引上げに関する計画の作成命令、計画の変更・適正実施勧告等 	
1990年	<ul style="list-style-type: none"> ○65歳までの継続雇用の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・定年到達者が希望する場合の定年後の再雇用の努力義務化、再雇用の前提となる諸条件の整備に関する公共職業安定所長による勧告（平成2年10月1日施行） 	<p>年金支給開始年齢60→65歳</p>
1994年	<p>60歳定年義務化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・60歳定年の義務化（定年を定める場合、60歳を下回ることができない）（平成10年4月1日施行） ・継続雇用制度の導入等に関する計画の作成指示、計画の変更・適正実施勧告（平成7年4月1日施行） 	<ul style="list-style-type: none"> ○老齢厚生年金（定額部分）の支給開始年齢引上げ <ul style="list-style-type: none"> ・平成13（2001）年度から平成25（2013）年度までに、60歳から65歳まで段階的に引上げ
1996年	<ul style="list-style-type: none"> ○シルバー人材センター事業の発展・拡充 	
2000年	<ul style="list-style-type: none"> ○再就職援助計画制度拡充 <ul style="list-style-type: none"> ・65歳までの定年の引上げ等による高齢者雇用確保措置導入の努力義務化（平成12年10月1日施行） 	<ul style="list-style-type: none"> ○老齢厚生年金（報酬比例部分）の支給開始年齢引上げ <ul style="list-style-type: none"> ・平成25（2013）年度から平成37（2025）年度までに、60歳から65歳まで段階的に引上げ
2004年	<p>65歳まで雇用確保措置の法的義務化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・65歳までの定年の引上げ等による高齢者雇用確保措置導入の法的義務化（2006年4月1日施行） （※義務化年齢を平成25年度までに段階的に引上げ） 	
2012年	<ul style="list-style-type: none"> ○継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止 <ul style="list-style-type: none"> ・継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止（平成25年4月1日施行） 	
2016年	<ul style="list-style-type: none"> ○地域における多様な就業機会の確保 	
2020年	<p>70歳まで雇用確保措置の努力義務化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・70歳までの定年の引上げ等による高齢者就業確保措置導入の努力義務化（2021年4月1日施行） 	<ul style="list-style-type: none"> ○受給開始時期の選択肢の拡大 <ul style="list-style-type: none"> ・年金受給開始時期の上限を75歳に引き上げ（令和4年4月から適用）

1990年代の変化も調べつつ、
2022年以降の動向にも注目したい

研究展開へのコメント(2)


○改正高齢者雇用安定法は、女性活躍，大都市集中，少子化に適合しない標準世帯(片稼ぎ夫婦子二人世帯)の制度設計ではないか。

○70才まで働きながら，近居の子供夫婦をサポートすることは困難な時代に。

◎女性活躍，高齢者活躍をサポートするために，家族3世代の沿線居住地選択ニーズ，家族アクティビティの分析技術の開発。

研究展開へのコメント(3)

◎異質性が強い高齢者世帯の交通行動を分析するデータが不足。
超高齢化社会のための調査内容，サンプルサイズ，データ収集方法の研究

- 
- ・事業者、路線別の分析
(高齢者のみならず若者世代の利用状況など)
 - ・分析の際の課題
 - ・サンプル数(年齢別、男女別、OD別、、、)
 - ・産業分類との紐づけ
 - ・高齢就労者の具体的な動き
(勤務地変わる場合に子会社への出向？同一会社？転職？)
 - ・世代ごとの価値観